（特例手数料還付事件に関する記録の閲覧等）

第八条　民事訴訟規則第三十三条第一項の規定は特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等（法附則第五条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製をいう。以下この条において同じ。）若しくは特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等（法附則第六条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供をいう。以下この条において同じ。）又は法附則第七条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求について、同規則第三十三条第二項の規定は特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等又は特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等の請求について、同規則第三十三条の二の規定は特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録について、同規則第三十三条の三の規定は特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等について、同規則第三十三条の四の規定は法附則第七条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供について準用する。この場合において、同規則第三十三条の三第一項第二号及び同条第二項第一号中「第五十二条の十」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する規則附則第十条」と読み替えるものとする。

［新設］

（特例手数料還付事件に関する電子情報処理組織による申立て等）

第九条　電子情報処理組織を使用する方法による特例手数料還付事件に関する申立て等については、民事訴訟規則第一編第七章の規定（同規則第五十二条の十の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項及び第五十二条の十四中「法第百三十二条の十一」とあるのは「民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第一項において読み替えて準用する法第百三十二条の十一」と、同規則第五十二条の十二第一項中「第五十二条の十」とあるのは「民事訴訟費用等に関する規則附則第十条」と、同規則第五十二条の十三中「第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十号」とあるのは「民事訴訟費用等に関する規則附則第十条第一項第一号から第四号まで及び第七号」と、同規則第五十二条の十五第一項及び第五十二条の十七中「法第百三十二条の十二（書面等による申立て等）第一項又は」とあるのは「民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第二項において準用する」と、同規則第五十二条の十六中「法又はこの規則」とあるのは「この規則」と読み替えるものとする。

［新設］

（電子情報処理組織）

第十条　次の各号に掲げる規定に規定する最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と当該各号に定める行為をする者の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

一　法附則第六条第二項　同項の規定による複写の請求

二　法附則第六条第三項　同項の規定による電磁的記録の提供の請求

三　法附則第七条第一項　同項の規定による電磁的記録の提供の請求

四　法附則第八条第一項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項　同項の方法によりする申立てその他の申述